



2011年9月30日

各 位

件名：10/1より10/31まで税関の「薬物及び銃器取締強化期間」となります

東京税関、横浜税関は、10/1より1ヶ月間を「薬物及び銃器取締強化期間」に定め、取締の強化を行うことを発表いたしました。

税関では従前より、警察、海上保安庁等と連携しつつ、覚せい剤、大麻等の不正薬物及びけん銃等のいわゆる社会悪物品の密輸阻止を最重要課題の一つとして水際取締りを実施しています。

その中で、特に10/1からのこの期間を「強化月間」とし、取締りの一層の強化をはかるとのことです。

これによる荷主様への具体的な影響として、通常時よりも輸入貨物に対する税関検査の増加が予想されます。実際にどの程度検査を行われるかは、仕出地等による違いもあるかと思われまので一概には申し上げることができません。

貨物お引取りをお急ぎのことと存じますが、検査指定を受けた場合を想定しての若干の余裕を持ったスケジュール設定と、税関検査への御理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

東京税関の「強化期間」についてのお知らせのHPは以下の通りです。

東京税関 <http://www.customs.go.jp/tokyo/info/2011.10kyokakikan1.pdf>

本件につき、何かご不明な点が御座いましたら、弊社担当者までお気軽にお問合せ下さい。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372~3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>